

久喜市管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

久喜市管理職員等の範囲を定める規則（平成22年久喜市公平委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

別表市長部局の部を次のように改める。

市長部局	本庁	部長 市長公室長 福祉事務所長 副部長 市長公室副室長 参事 課長 センター長 しょうぶ会館館長 主幹 危機管理監 課長補佐 副主幹 副センター長 副館長 人事課人事研修係長、給与厚生係長、担当主査及び主任
	デジタル戦略室	室長
	公文書館	館長
	職員健康支援室	室長
	検査室	室長 副主幹
	本庁舎整備推進室	室長
	久喜中央コミュニティセンター	所長
	青葉コミュニティセンター	所長
	久喜南コミュニティセンター	所長
	清久コミュニティセンター	所長
	久喜東コミュニティセンター	所長
	森下コミュニティセンター	所長

センター	
栗橋中央コミュニ ティセンター	所長
鷺宮中央コミュニ ティセンター	所長
余熱利用推進室	室長
ふれあいセンター 久喜	所長
菖蒲老人福祉セン ター	所長
彩嘉園	園長
予防接種室	室長
保育園	園長
児童センター	所長
鷺宮児童館	館長
駅周辺再開発推進 室	室長

別表監査委員事務局の項中「主幹」を「主幹 副主幹」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。